

令和4年第28回公安委員会会議録

日時	11月24日(木曜日)	自午後 1時30分 至午後 3時45分	場所	公安委員会室
会議	公安委員	小野委員長 廣塚委員 宮尾委員 甲斐委員 吉田委員		
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長		

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞8件、意見の聴取20件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

1 年末における警戒活動の強化について

(1) 目的

事件等が発生しやすい年末における県民の「安全・安心」な暮らしを確保するため、総合的な体制を確立した警察活動を集中的に行い、年末における各種犯罪防止を図る。

(2) 期間

ア 年末の警戒活動

令和4年12月1日(木)から同月31日(土)までの31日間

イ 特別警戒活動

令和4年12月20日(火)から同月31日(土)までの12日間

(3) 活動の基本

制服・パトカーによる「見せる街頭活動」の強化

(4) 活動重点

ア 「電話で『お金』詐欺」の被害防止

イ 自転車盗・オートバイ盗の被害防止

ウ 子供・女性に対するわいせつ・声かけ事案の被害防止

エ 繁華街における警察活動の強化

オ 金融機関、コンビニ店等深夜営業店舗対象強盗事件の防止

(5) 主な取組

ア 中心繁華街における警戒パトロールの実施(本部・中央署)

イ 年末警戒出発式等の実施(各署)

ウ 「電話で『お金』詐欺」被害防止キャンペーンの実施(各署)

エ 防犯ボランティアと連携した通学路における防犯パトロールの実施(各署)

オ 金融機関、コンビニ店等深夜営業店舗に対する防犯指導、警戒パトロールの実施(各署)

【委員からの質問等】

- 委員から、「見せる街頭活動は非常に大事だと思う。繁華街の客引きが少し増えつつあるということであるが、観光客も増えてくるので、引き続き対策をお願いする。」旨の意見があった。
- 委員から、「電話でお金詐欺被害防止キャンペーンの中で、年金支給日にはどのような取組を行うのか。」旨の質問があり、警察側から、「金融機関で、意識啓発・注意喚起のために、『留守番電話機能にしてください』、『電話でお金の話

- があったら詐欺ですよ』というチラシを高齢者に配布する。」旨の説明があった。
- 委員から、「ワールドカップで日本が勝ち上がったら、熊本でも渋谷のような騒動になる可能性があるのではないか。」旨の質問があり、警察側から、「ドイツ戦の際は数件の騒音苦情があった。」「中心繁華街で人が集まって大騒ぎになるようなことはなかったが、対応できるように体制はとっていた。」旨の説明があった。

2 「第32回熊本県暴力追放県民大会 in 宇城」の開催結果について

(1) 開催日時・場所

令和4年11月18日(金) 午後1時30分から午後3時30分まで
熊本県宇城市松橋町大野85番地 「ウイングまつばせ」文化ホール

(2) 開催方法

会場参加型(約250人に限定)とライブ配信(YouTube)によるハイブリッド方式

(3) 大会内容

ア 大会次第

(ア) 開会宣言

(イ) 表彰

a 九州ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会会長・九州管区警察局長の連名表彰

・(個人) 榎 崇文 弁護士

・(団体) 熊本県証券警察連絡協議会

b 熊本県暴力追放運動推進センター理事長・熊本県警察本部長の連名表彰

・(個人) 木上 望 弁護士

・(団体) 九州警備保障株式会社

・(団体) 株式会社キューネット

(ウ) 主催者代表挨拶

(エ) 大会宣言

宣言者 宇城市行政区長代表者連絡会会長 太田 四海

宣言内容 「暴力団追放3ない運動+1(プラスワン)」

(オ) 特別講演

演題 「民事介入暴力の罨」

講師 熊本県弁護士会民事介入暴力対策特別委員会委員(前会長)
本田 悟士 氏

イ 出席者

(ア) 主催者

公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター理事長、同センター副理事長、宇城市長、宇城市副市長、宇城市教育長、宇城市市民部長(開会宣言者)

(イ) 来賓

熊本県知事、熊本県公安委員会委員長、熊本県警察本部長、宇城市議会議長、熊本県弁護士会会長、公益社団法人熊本県防犯協会連合会会長等

(ウ) 参加者

約250人

(4) 大会の効果等

ア ライブ配信による広報効果

イ 暴排意識の高揚

【委員からの質問等】

- 委員から、「今回の開催場所として宇城市が選ばれたのは、何か特別な理由があったのか。」旨の質問があり、警察側から、「県民大会は、暴追センターと自治体との共催で開催することから、暴追センターが各自治体と協議した上で、熊

本市内と郡部とで隔年ごと開催されるように決めている。」旨の説明があった。

- 委員から、「3年ぶりの会場参加型の開催であり、関係者の方々は大変ご苦労様でした。今回、ライブ配信も併用されたということであるが、暴力団追放・排除の取組は、継続と広がりが必要だと思うので、今後もご尽力いただきたい。」旨の意見があった。

第3 報告・決裁等

- 1 **ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況についての報告**
人身安全対策課長から報告が行われた。
- 2 **熊本県情報公開・個人情報保護審議会に対する諮問案件に係る行政文書の提出について**
広報県民課文書情報室室長補佐から説明があり、決裁が行われた。
- 3 **審査請求(R4. No.4) 審理経過調書作成の決裁**
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 4 **審査請求(R4. No.4) 審理手続の終結等の決裁**
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 5 **審査請求(R4. No.4) 裁決書の決裁**
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 6 **意見・要望等 (R4. No.29) 受理の報告・決裁**
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 7 **意見・要望等 (R4. No.30) 受理の報告・決裁**
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。